

平成21年3月30日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成18年8月4日付け高福長第289号および同月10日付け高福長第357号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

これらの事案は、公開請求が同一であることから、一括して答申するものです。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開，一部公開および非公開とした処分のうち，「社会福祉法人の役員・評議員の氏名」については，非公開とした処分を取り消し，公開すべきである。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容，それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高福長第289号および高福長第357号の諮問に係るもの】

- (1) 本年6月26日の「高松さんさん荘問題調査特別委員会」に新たに提出した資料の全部
- (2) 本年6月26日の「高松さんさん荘問題調査特別委員会」でも議論となり本年6月定例高松市議会でも質問のあった高松さんさん荘の前理事

長の代理人弁護士から2回にわたり高松さんさん荘問題に関連して高松市に提出された書面の原本および写しの全部

- (3) 本年6月26日までに「高松さんさん荘調査特別委員会」に提出した資料の目録または表題の分かる資料

平成18年6月28日：請求人からの公開請求を受付

【高福長第289号の諮問に係るもの】

平成18年7月10日：実施機関が公開，一部公開および非公開の決定

平成18年7月13日：請求人からの異議申立書を受付

【高福長第357号の諮問に係るもの】

平成18年8月4日：実施機関が非公開の決定

(上記平成18年7月10日付け決定の変更決定)

平成18年8月7日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例8条に違反し，本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

本件公開請求当時、本市においては、社会福祉法人を事業主体とする老人福祉施設の整備について、国庫補助による間接補助事業等とし、施設の量的充実を図っていた。また、特別養護老人ホームの整備については、老人福祉法に基づく高松市高齢者保健福祉計画で定める整備目標量に沿うよう、特別養護老人ホーム入所希望者で、施設が満床のため入所できない待機者の人数等を勘案の上、各年度において整備枠を設定し、整備希望法人を公募により募集し計画的に実施してきた。なお、補助事業対象施設の選定にあたっては、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか2局長通知）において、各法人の作成した施設整備計画の審査等を行うこととされていることから、所管課において作成した評価基準により、当該整備計画の内容を評価し、それを「高松市社会福祉施設整備等審査会」にて審査している。選定された事業については、補助事業に係る交付申請等の手続を行い、施設等整備完了後、法人からの実績報告に基づき、書類審査および補助対象施設等の技術的な検査を経て、基準により算定した補助金を交付し事業完了となる。

本件公開請求の対象となった社会福祉法人燦々会を事業主体とする特別養護老人ホーム高松さんさん荘の施設整備は、平成14年4月1日現在における本市の入所待機者数に基づき、その早期解消を図るため、国の平成14年度補正予算による国庫補助対象事業での整備としたものである。なお、当該施設は、平成16年4月の施設開所により、施設入所者等の福祉の向上が図られたことから、補助目的は達成されている。

また、百条委員会については、地方自治法（昭和22年法律第67号）100条の規定に基づき、議会に与えられた調査権を持つ調査特別委員会であり、地方公共団体の事務に関し不正の疑いがある場合に、議会の議決により委任を受け、事実を究明するために設置（地方自治法110条）されるものであり、委員会は、選挙人その他の関係人の出頭および証言ならびに記録の提出を請求することができる。

本件公開請求に係る百条委員会については、特別養護老人ホーム「高松さ

んさん荘」に関し、平成18年2月に、前高松市議会議員と社会福祉法人燦々会の前理事長が贈賄容疑で、また、本市元助役が収賄容疑で逮捕され、3月に起訴されたことを受け、平成18年3月の第1回高松市議会定例会で、高松市社会福祉施設整備等審査会における施設選定に関する事項および社会福祉法人燦々会に対する補助金（高松さんさん荘に限る。）の交付に関する事項を調査するため、社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題調査特別委員会の設置に関する決議案が提出され、全会一致により、その設置が決定された。

同特別委員会は、平成18年3月の第1回開催以降、同年8月まで合計9回にわたり開催され、この間、同委員会の調査のため請求された資料を提出したものである。

(1) 個人の氏名について

個人情報であり、特定の個人を識別することができることから、条例7条1号に該当し、非公開が相当である。

(2) 社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題に係る提出書類（平成18年6月26日特別委員会資料）および弁護士からの書面（平成16年4月26日付）について

社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題に係る提出書類（平成18年6月26日特別委員会資料）は、高松市当局宛ての弁護士からの書面（平成16年1月17日に記す）の写し、高松市長寿社会対策課宛ての弁護士からの書面（平成16年4月26日付）の写しおよび高松地方裁判所平成17年（わ）第576号等贈賄被告事件の弁論要旨謄本から構成されている。また、弁護士からの書面（平成16年4月26日付）は、高松市長寿社会対策課宛ての弁護士からの書面（平成16年4月26日付）、これに同封されていた高松市当局宛ての弁護士からの書面（平成16年1月17日に記す）の写しおよび合意書（平成16年1月22日締結）の写しから構成されている。

ア 高松市当局宛ての弁護士からの書面（平成16年1月17日に記す）および高松市長寿社会対策課宛ての弁護士からの書面（平成16年4月26日付）の写しおよび合意書（平成16年1月22日締結）の写しに

ついて

当該文書の記述は、本市および司法当局において、その事実が認定されておらず、真偽が不明である不確実な情報が含まれていることから、これを公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

よって、条例7条4号に該当し、非公開が相当である。

イ 高松地方裁判所平成17年（わ）第576号等贈賄被告事件の弁論要旨謄本について

本市が当事者でない刑事被告事件に係る訴訟の記録の写しである当該弁論要旨謄本を取得した経緯は、本市が、当該弁論要旨原本を保有していた高松地方裁判所所長に対し交付請求したところ、特別に合理的理由があると判断され、当該刑事被告事件の弁護人の了承のもと、提供を受けたものである。

なお、弁論要旨謄本は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）53条の2において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）の規定は適用しないこととされているが、訴訟終了後は、当該刑事被告事件について第1審を裁判した裁判所に対応する検察庁において、刑事訴訟法第53条第1項の規定により、原則、何人も訴訟記録の閲覧ができることとされている。

よって、前記の法の趣旨から鑑みると、これを本市が公にすることは、他の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条5号に該当し、非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

高福長第357の諮問に係る決定は、高福長第289号に係る決定の変更決定であり、変更内容は、対象行政文書を具体的に列記したものであって、処分内容に変更はない。

対象行政文書として、公開したものは、請求内容２－（３）について、「高松さんさん荘に係る補助金支出（事務）関係綴目録」、「高松さんさん荘に係る補助金支出（設計・工事）関係綴目録」、「社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題に係る提出書類一覧表」である。

一部公開としたものは、請求内容２－（１）、（３）について、「社会福祉法人 燦々会の高松さんさん荘問題に係る提出書類一覧表」、「高松さんさん荘に係る補助金支出（国庫補助協議）関係綴目録」であり、非公開情報の「個人の氏名」の内訳は、土地寄付予定者、借地先予定者、贈与予定者、社会福祉法人役員・評議員である。

非公開としたものは、請求内容２－（１）、（２）について、「高松市当局宛ての弁護士からの書面（平成１６年１月１７日に記す）の写し」、「高松市長寿社会対策課宛ての弁護士からの書面（平成１６年４月２６日付）の写し」、弁護士からの書面に添付されていた「合意書（平成１６年１月２２日締結）の写し」、「高松地方裁判所平成１７年（わ）第５７６号等贈賄被告事件の弁論要旨謄本」である。

以下、これらの非公開部分について検討する。

（１） 個人の氏名について

これらの情報のうち、社会福祉法人の役員・評議員の情報については、厚生労働省通知「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成１２年１２月１日付）において、法人の業務および財務等に関する情報は、法人の広報やインターネットを活用するなどにより自主的に公表することが適当であり、また、法人の役員・評議員の氏名・役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましいとしている。

このようにインターネット等を利用して自主的に不特定多数の者に公表させようとする主旨は、業務の状況が関係法令の基準を満たしているか否か、また、その会計状況が健全か否かを利用者および利用希望者が判断しやすいようにするところにある。

以上のことから、法人の役員・評議員氏名については、公開されたと

しても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。

その他の情報については、特定の個人を識別できる情報として、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 弁護士からの書面について

当該文書の内容は、弁護士が職務上知り得た秘密に関する情報であり、弁護士法（昭和24年法律第205号）23条によって、守秘義務を負うことから、これを公開することは、当人の正当な利益を害するおそれがあり、条例7条2号に該当し、非公開が相当である。

(3) 贈賄被告事件の弁論要旨謄本について

「弁論要旨」は、訴訟に関する書類及び押収物に当たり、これらは、総務省行政管理局編の「詳細情報公開法」によると、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（40条、47条、53条、299条等）および刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③刑事確定訴訟記録法によりその取扱いが定められているものであり、これらの書類及び押収物は、類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、情報公開法の適用除外としている。

ところで、憲法94条および地方自治法14条により、条例は法律の範囲内で制定することとなっており、刑事訴訟法53条の2の規定「訴

訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は適用しない。」および、情報公開法41条の規定「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」から、条例は、当然に前記訴訟に関する書類及び押収物を対象としておらず、法理により適用除外とするものである。

これらのことから、実施機関が「弁論要旨謄本」を非公開とした処分は、相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年8月4日 (高福長第289号)	諮問書受付
平成18年8月10日 (高福長第357号)	
平成20年12月16日	実施機関からの非公開理由書受付
平成21年2月23日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成21年3月23日	答申案審査
平成21年3月30日	答申